

ハローワーク通信

令和6年4月発行

今月号の内容

- ▶ 所長、着任のご挨拶
- ▶ 高卒求人の受付開始について
- ▶ 求人票に明示する労働条件が新たに追加されます
- ▶ 令和6年度の雇用保険料率について
- ▶ キャリアアップ助成金（年収の壁対策）の助成について

柏崎公共職業安定所

〒945-8501

柏崎市田中26番23号

TEL (0257) 23-2140

FAX (0257) 22-9932

<http://www.worknavi.niigata-roudoukyoku.go.jp/kashiwazaki/>

着任のご挨拶

柏崎公共職業安定所長

寺島 晶弘

この度、4月1日付で柏崎公共職業安定所長を拝命しました寺島と申します。

福井労働局から転任してまいりました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

初めての勤務地ではございますが、柏崎管内は、三階節で名高い米山をはじめ、自然が美しく、その自然に育まれた海の幸や山の幸が豊富で、美味しい食べ物が多いところでもあり、私自身も休日には各所旧跡を回ってみたいと考えております。

さて、雇用情勢に目を向けてみると、少子高齢化や生産年齢人口の減少という構造的な課題が進行する状況にあり、地域社会や産業を支える労働力の確保が重要な課題となっておりますが、当所管内の雇用失業情勢は、2月末の有効求人倍率が1.21倍となり、令和3年7月以降1倍を超えておりますが、地域的や職種的な特徴も強く、求人・求職のミスマッチも見られる状況にあります。

こうした中、当所といたしましても、特に『持続的な賃金の引き上げ』『人手不足』『人口減・少子化』への対応といった政策課題を念頭に置き、地域の皆様のニーズに応え、安心と信頼をされるハローワークであるよう、今後とも職員一丸となって取り組んでまいりますので、引き続きのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

高卒求人は6月1日から受付を開始します —若い力を伸ばして企業力UPを！—



6月1日から、来春卒業予定の高校生を対象とした
求人申込みの受付が始まります。
次代を担う若い人材を確保するため、早期の
求人提出をお願いします。

—人材確保のポイント—

当所では、6月18日までの求人受理分を「求人情報（第1報）」、6月19日～7月10日までの求人受理分を「求人情報（第2報）」としてとりまとめ、管内の就職希望の高校生に配付する予定です。例年、高校生はこの「求人情報」に掲載されている求人内容を確認し、応募前職場見学等を経て、応募先企業を決定しています。

ほとんどの高校生が8月中旬には応募先を決定しますので、**早期に求人申込み**をしていただくことが重要です。

また、7月1日からは求人企業による学校訪問が解禁になります。
その際に、職場情報や求人内容をアピールすることも有効です。

次代を担う人材確保のため、高卒求人のお申込みをお待ちしております。



<事前説明>

●新規学校卒業予定者に対する求人申込み説明会の開催

日 時 令和6年5月16日（木）13：30～

会 場 柏崎市産業文化会館

※併せて、企業と高校就職指導担当教諭との名刺交換会を予定しています。

求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されます

職業安定法施行規則の改正により、**令和6年4月1日以降**、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の明示をお願いします。

①従事すべき業務の変更の範囲

- 採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「変更範囲：変更なし」と明示してください。
- 将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に変更後の業務を明示してください。

②就業場所の変更の範囲

- 採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、「転勤の可能性」を「1、あり」とした上で、転勤範囲を明示してください。

③有期契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

令和6年度雇用保険料率のご案内

～令和5年度と同率です～

◆ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです（令和5年度と同率です。）。

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き 6/1,000 です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は 7/1,000 です。）。
- ・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き 3.5/1,000 です（建設の事業は 4.5/1,000 です。）。

＜令和6年度の雇用保険料率＞

事業の種類 △ 負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和5年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和5年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

キャリアアップ助成金

年収の壁対策として 労働者1人につき最大50万円助成します！

労働者にとって、
・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
・社会保険に加入することで待遇改善につながる。



事業主の皆様の
人手不足の解消へ！



2023(令和5)年10月から、キャリアアップ助成金に 「社会保険適用時待遇改善コース」を新設しました！

- 労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成
- (1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり助成額
① 賃金の <u>15%以上を追加支給</u> (社会保険適用促進手当など)	1年目 20万円 (注)
② 賃金の <u>15%以上を追加支給</u> (社会保険適用促進手当など) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円 (注)
③ 賃金の <u>18%以上を増額</u>	3年目 10万円

(注) 1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請
(1回あたり10万円支給)

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

※ 本助成金については、2023(令和5)年10月1日から2026(令和8)年3月31日までの間に新たに社会保険の加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。

(2) 労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の増額	1人当たり助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ (2) 4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。

※ 1年目に(1)①の取組による助成(20万円)を受けた後、
2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることも可能(併用メニュー)

(上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたいだ助成を受けることができます。)

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

※ キャリアアップ計画書を作成し、取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで提出してください。(不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。)

- キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、新潟労働局助成金センターまたはハローワークまでお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。
(新潟働き方改革推進支援センター ☎ 0120-009-229)
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」(コールセンター)にもご相談いただけます。
年収の壁突破・総合相談窓口 (フリーダイヤル・無料)

 0120-030-045 受付時間 平日 8:30~18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29~1/3)はご利用いただけません。)



厚生労働省公式 HP